様式第10号

**指定管理に関するグループ協定書**

（目的）

第1条　　　　　　 、　　　　　 、……の●社は日南市南郷農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者募集にあたり共同事業体を結成し、申請関係書類の作成、提出を行い、指定管理者として管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）を共同連帯して履行することを目的とする。

（名称）

第2条　グループの名称は、　　　　　　　　　　　　 （以下「グループ」という。）とする。

（事務所の所在地）

第3条　当グループは、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条　当グループは、令和　　年　　月　　日に成立し、指定管理者としての管理運営業務の履行完了後解散する。ただし、日南市が当グループ以外のものを当該施設の指定管理者に指定したときは、その時点で解散する。

２　前項の解散の時期は、構成員●社の協議により、これを延長することができる。

（構成員の所在地及び名称）

第5条　当グループ構成員は、次のとおりとする。

　所在地

　商号又は名称

　代表者氏名

　所在地

　商号又は名称

　代表者氏名

　所在地

　商号又は名称

　代表者氏名

（代表者の名称）

第6条　当グループは、　　　　　　　　　　　　　　　　 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条　当グループは、次に掲げる事項についての権限を有するものとする。

　(1) 申請関係書類の作成及び提出

　(2) 日南市との管理運営業務についての協定書の締結

　(3) 管理運営業務についての指定管理料の請求及び受領

（構成員の責任）

第8条　各構成員は、管理運営業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第9条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（構成員の脱退に対する措置）

第10条　構成員は、日南市及び構成員の承認がなければ、管理運営業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち管理運営業務の履行を完了する日前において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が連帯して管理運営業務を履行する。

（構成員の破産又は解散に対する措置）

第11条　構成員のうちいずれかが管理運営業務の履行を完了する日前において破産又は解散した場合においては、前条第2項を準用する。

（協定書に定めのない事項）

第12条　この協定書に定めのない事項については、構成員●社の協議により定めるものとする。

　外●社は、上記のとおり日南市南郷農林水産物直売・食材供給施設の管理運営業務に関するグループ協定を締結したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印